

第1章 東日本大震災



余震が続く夜（宮城県多賀城高等学校）

I 東日本大震災の記録

1 巨大地震の概要

(1) 地震名

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震

※東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害については、「東日本大震災」と呼称する。(平成23年4月1日閣議決定)

(2) 発生日月

平成23年3月11日 14時46分

(3) 震源地

三陸沖(北緯38度06.2分 東経142度51.6分)

(4) 震源の深さと規模

深さ24km モーメントマグニチュード9.0

(5) 震度

震度7 宮城県栗原市

震度6強 宮城県, 福島県, 茨城県, 栃木県



目を疑うような市街地の光景

2 被害概要

(1) 人的被害

① 宮城県全体 死者 9,527人

行方不明者 1,394人 (注) 警察庁緊急災害警備本部 平成24年9月19日現在

② 学校等(単位:人)

区分 (公立学校)	幼児・児童・生徒		教職員	
	死亡	安否不明	死亡	安否不明
幼稚園	69(61)	1(0)	3(3)	0(0)
小学校	167(0)	19(0)	14(0)	0(0)
中学校	68(0)	7(0)	3(0)	0(0)
高等学校	84(6)	9(0)	1(0)	0(0)
中等教育学校	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
特別支援学校	5(0)	0(0)	1(0)	0(0)
計	394(68)	36(0)	22(3)	0(0)

(注) ()の数値は内数・私立 平成24年8月21日現在



津波と火災による被害を受けた
石巻市立門脇小学校

(2) 施設被害(学校関係のみ) (単位:校(施設)・億円)

区分	校(施設)数	被害額	摘要
県立学校	91	279	教職員宿舎2施設の被害額を含む
市町村立学校	671	535	共同調理場45施設の被害額を含む
社会教育施設	649	307	
文化財施設等	351	53	
国立学校施設	5	690	
研究施設等	5	14	
計	1,772	1,878	



天井等が激しく損傷した県武道館弓道場

(注) 平成24年8月1日現在

Ⅱ 平成23年度 東日本大震災における学校等の対応等に関する調査(宮城県分) 結果概要

1 調査の目的

東日本大震災(東北地方太平洋沖地震(H23.3.11)及びそれに伴って発生した津波の被害)発生時の学校等における被害状況と発災時、発災後の対応状況について詳細に整理するとともに、学校等での防災体制や防災教育の実施状況の把握及び被災状況への影響等の検証を行い、今後の防災教育の効果的展開について検討する。

2 調査の対象

調査の対象は、平成24年1月文部科学省で行った調査研究データ「平成23年度東日本大震災における学校等の対応等に関する調査」(平成24年5月29日公表)の宮城県分の提供を受け、未回収分を加えた、本県分(仙台市立学校園を除く)の国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の全て(本校・分校別)の848校園である。(公立学校園の回収率100%)

* 学校園ごとの個票の提供は受けていない。

* 平成24年4月時点で回答可能なすべての学校園から回収済み。

* 集計において、沿岸部市町村と内陸部市町村に区分を行っているが、沿岸部市町村としては、太平洋岸に接している市町村を全て対象としており、海岸線からの距離等については考慮していない。

* 調査結果の一部においては、複数回答の部分やデータから学校園名が特定できないことなどにより、精査を行えないため、数字に若干の誤差が生じている。

3 調査の項目

① 地震被害など(地震による被害状況と対応及び安全管理・防災教育の実施状況)

【全ての学校等を対象】

② 津波被害など(津波による被害状況と対応)

【津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校等及び実際に津波が到達した学校等を対象】

③ 避難所運営など(避難所運営状況)

【全ての学校等を対象】

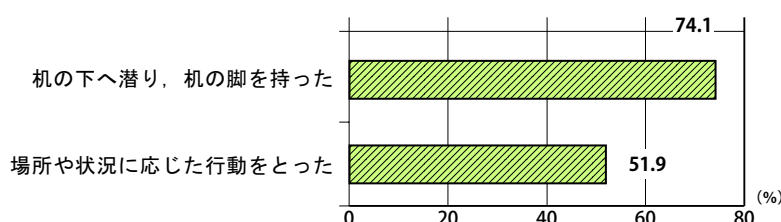
(1) 地震による被害状況と対応について

① 被害状況(N=848)

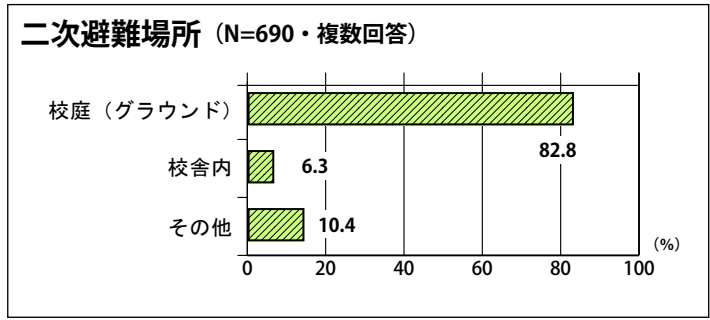
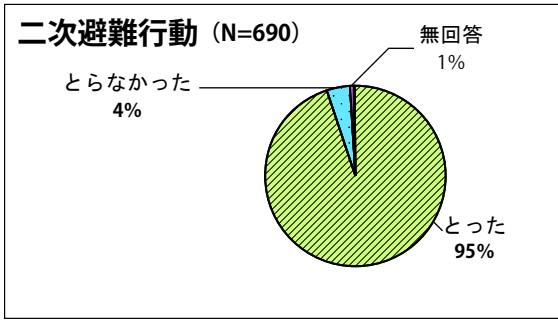
- ・地震の揺れによって死亡・行方不明になった「児童生徒等」「教職員」はなかった。
- ・負傷した「児童生徒等」がいる学校等は全体で4校(全体の0.5%)。備品等の転倒、落下物によるものが主であった。
- ・85%の学校等で校舎や体育館などの建物の被害、78%で教室内の備品などの被害、51%で校庭や運動場などの校地の被害が発生した。

② 対応状況

一次避難行動(N=690・複数回答)

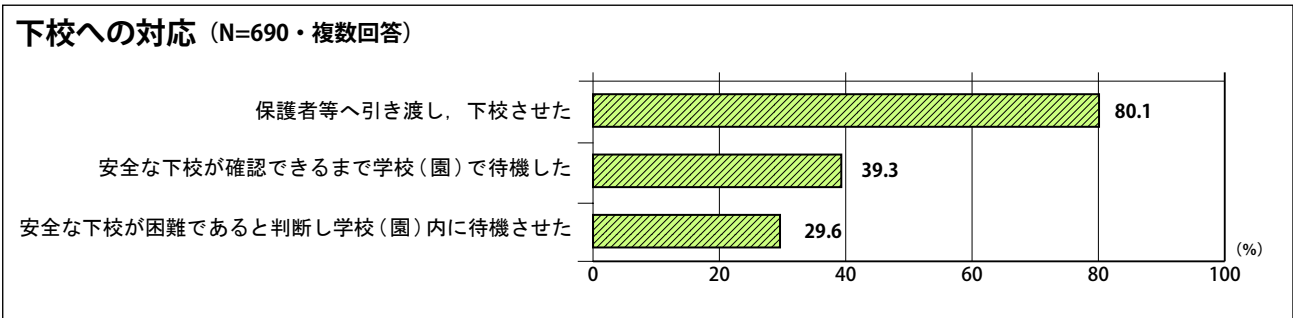


- ・発災時、児童生徒等が在籍していた690校のうち、一次避難行動として、「机の下へ潜り、机の脚をしっかりとった」が約74%、次いで、「大きな柱のそばで身の低い姿勢をとるなど場所や状況に応じた行動をとった」が約52%であった。



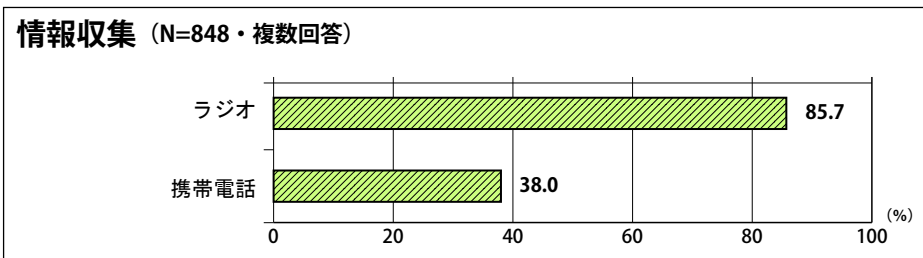
- ・約95%の学校等で二次避難行動をとり、そのうちの約83%が校庭に避難した。
- ・その他の場所として、駐車場や広場・空き地、昇降口・玄関、スクールバスの中などが挙げられた。

③ 児童生徒等の下校



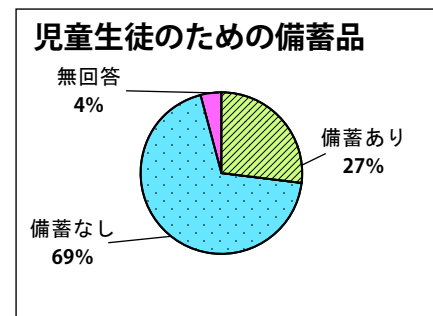
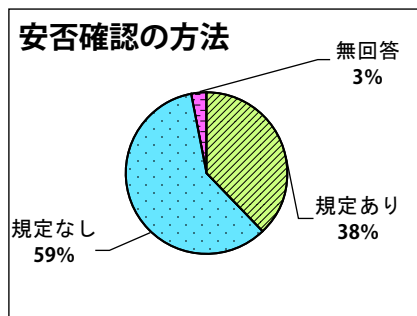
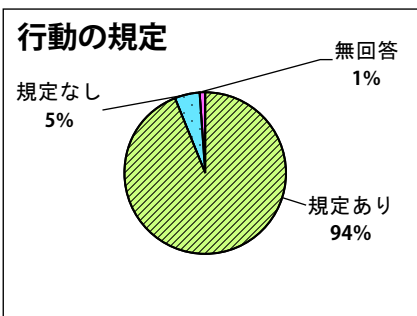
- ・80%の学校等で保護者への引渡しを行い、39%の学校等で教職員が安全な下校を確認できるまで待機させた。安全な下校が困難であると判断し、児童生徒等を学校等内に待機させた学校等は、30%であった。 → **教訓 5**

④ 情報収集の方法



- ・情報収集は86%の学校等でラジオ、38%の学校等で携帯電話が使われた。

⑤ 危機管理マニュアル等の整備状況と課題 (N=848)

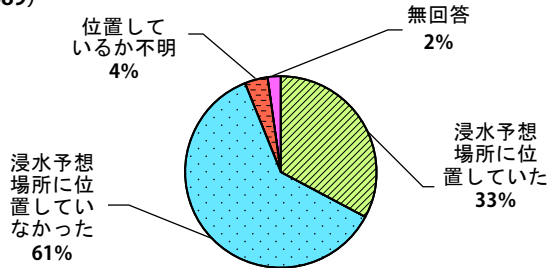


- ・地震発生時の児童生徒等の避難について、94%の学校等が危機管理マニュアルで規定していた。
- ・児童生徒等の安否確認について規定していた学校等は、38%であり、規定していなかった学校等は59%であった。 → **教訓 4**
- ・帰宅困難な児童生徒等に対応するための備蓄品があった学校等は、27%。 → **教訓 6**

(2) 津波による被害状況と対応について

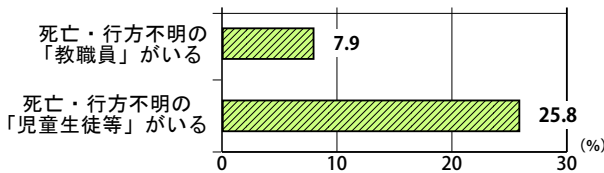
① 被害状況

実際に津波が到達した学校等の状況 (N=89)



・実際に津波が到達した学校等は 89 校ありそのうち津波による浸水予想場所に位置していた学校等は 33% (29 校), 浸水予想場所に位置していなかった学校等は 61% (54 校) であった。

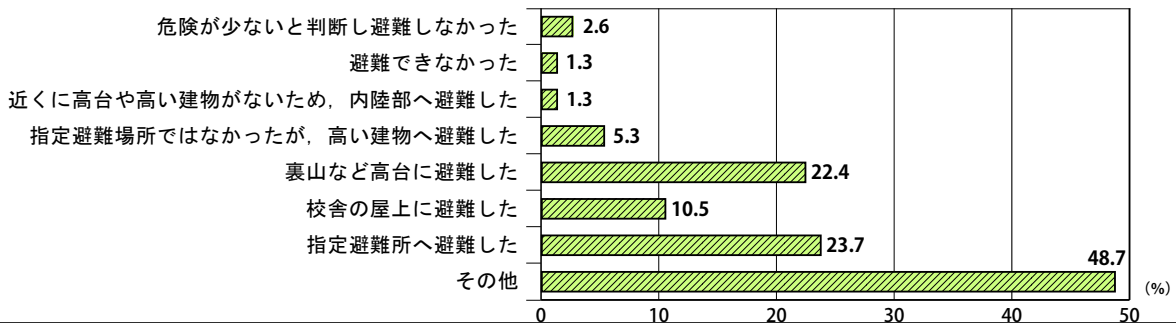
津波による人的被害 (N=89)



・実際に津波が到達した学校等 89 校に対して、津波により死亡・行方不明となった「児童生徒等」がいた学校等は、26% (23 校), 死亡・行方不明となった「教職員」がいた学校等は 8% (7 校) であった。

② 津波からの避難場所

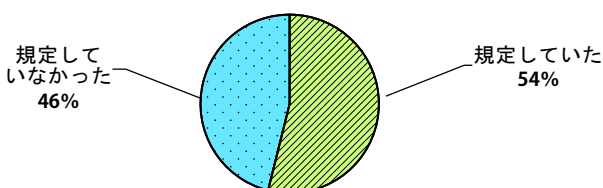
津波からの避難場所 (N=76・複数回答)



・24% (18 校) が指定避難場所へ、22% (17 校) が裏山などの高台へ避難し、10% (8 校) が校舎の屋上に避難した。
 ・その他：校庭から体育館へ、校舎の2, 3階等へ、海から遠い校舎の3階へ等
 ※N=76:津波による浸水が予測されていた場所に位置していた学校等及び実際に津波が到達した学校等あわせた 96 校のうち、児童生徒等が在籍していた学校等の数。

③ 津波に関する危機管理マニュアル

津波に対する避難の危機管理マニュアルへの規定 (N=35)

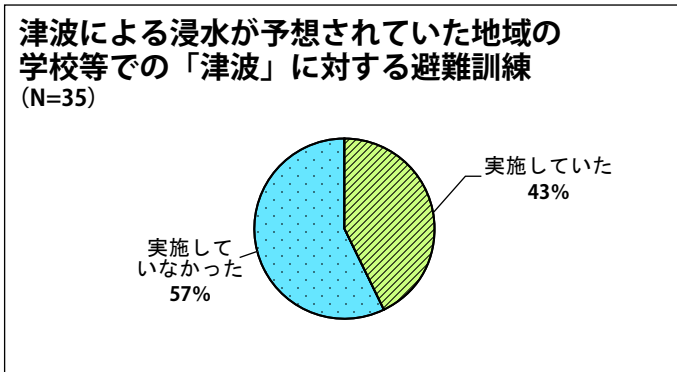


・津波による浸水が予測されていた場所に位置していた 35 校等のうち、津波に対する児童生徒等の避難について規定していた学校等は 54% (19 校) であった。

➡ 教訓 3

(3) 安全管理・防災教育などの実施状況について

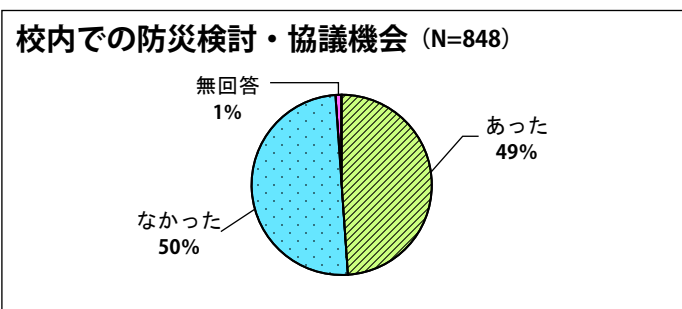
① 避難訓練



・津波による浸水が予想されていた場所に位置していた35校等のうち、「津波」に対する避難訓練が実施されていた学校等は43%（15校）であった。

→ **教訓 2**

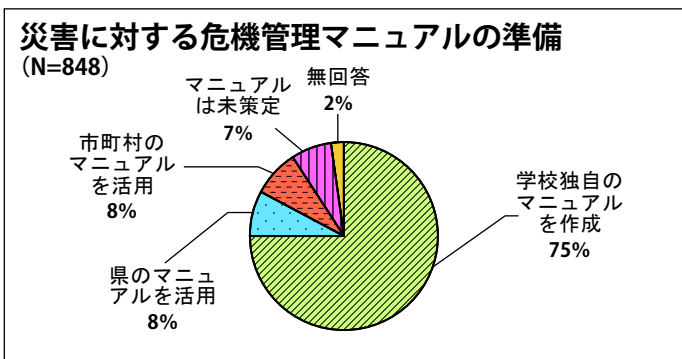
② 校内での防災検討・協議機会



・日常的に防災について校内で検討・協議する機会（地域学校安全委員会、防災委員会）があった学校等は49%（416校）であった。

→ **教訓 1**

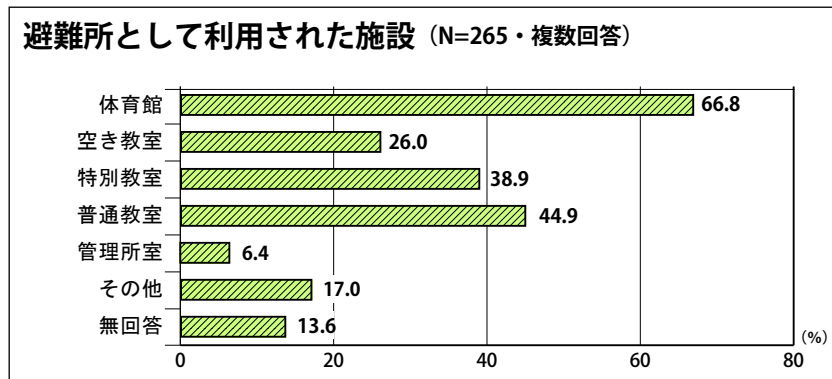
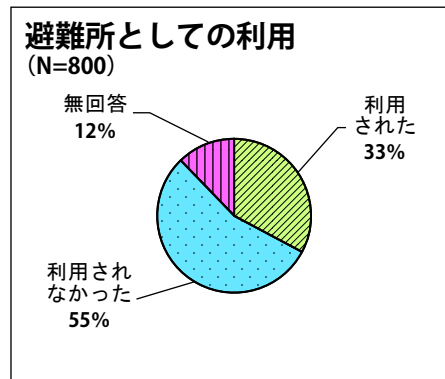
③ 危機管理マニュアルの策定



・災害に対する危機管理マニュアルとして「学校独自」のマニュアルを作成している学校等が75%（636校）あり、県または市町村作成のマニュアルを活用している学校等がそれぞれ8%（68校）を占めた。
 ・危機管理マニュアルを策定していなかった学校等が7%（59校）あった。

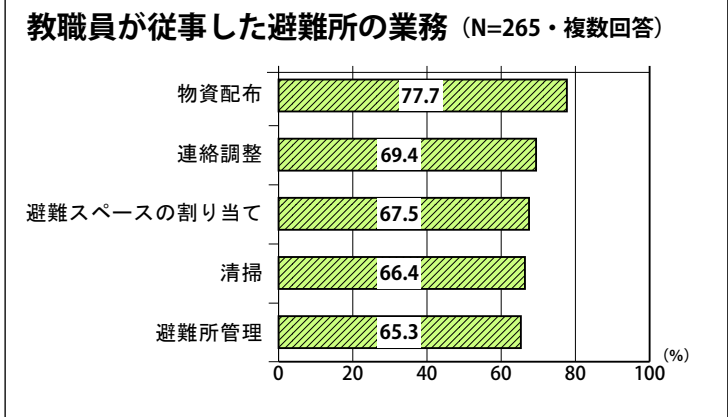
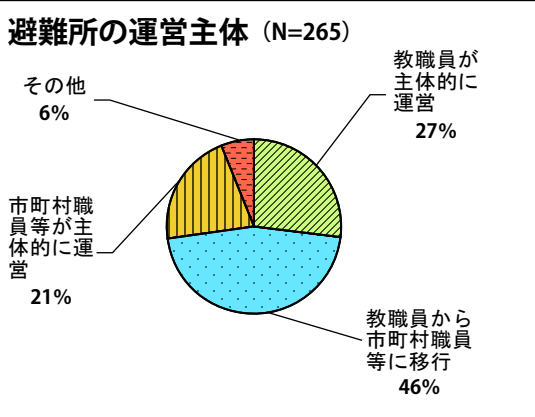
(4) 避難所としての運営状況について

① 避難所としての利用状況



・避難所の運営について回答があった800校等の33%（264校）の学校等が避難所として利用された。
 ・避難所となった学校等の67%（536校）で体育館が避難所として利用され、45%（360校）で普通教室が避難所として利用された。

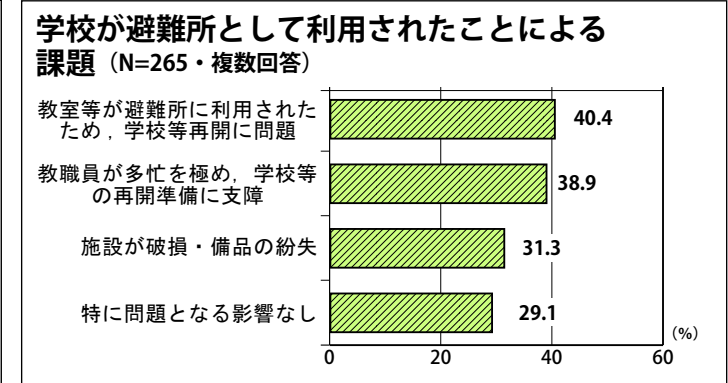
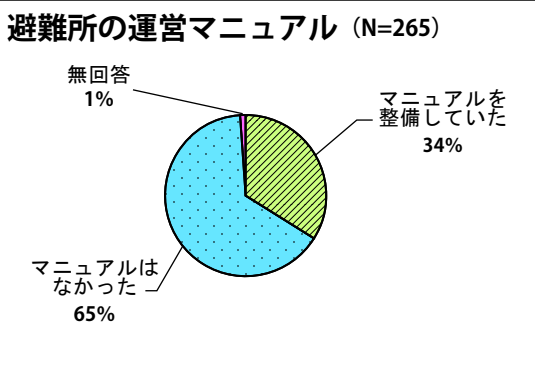
② 避難所の運営



- ・避難所を運営する主体は、「当初は教職員が主体的に運営したが、その後、市町村職員、住民自治組織に運営が移行した」学校等が最も多く、46% (122校) を占めた。
- ・教職員が主体となって従事した避難所の運営業務として、「物資配布」「避難所内及び関係機関との連絡調整」「避難スペースの割り当て」「清掃」「施設解錠などの避難所管理」をあげた学校等の割合はいずれも高く、65~78%を占めた。

➡ 教訓 6

③ 避難所の運営マニュアル・運営課題



- ・実際に避難所として利用された学校等のうち、34% (90校) の学校等で避難所の運営等に関するマニュアルが整備されていた。
- ・教室等の利用や教職員の多忙等、避難所として利用されたことによる課題があるとする学校等は、「特に問題となる影響はなかった」とする学校等の割合を大きく上回った。

➡ 教訓 6

調査の項目以外から見えてきた課題

- ・阪神淡路大震災以降、震度6弱の地震は20回も起きている。そのなかで在校時に起きた大きな地震は、東日本大震災と鳥取県西部地震の2回しかない。
- ・1年間の時間数は、8,760時間であり、在校時間は、1,600時間程度で、全体の約18%である。

➡ 教訓 7

- ・阪神淡路大震災の経験から、アンバーサリー反応などは2年後3年後に現れる。

➡ 教訓 8

Ⅲ 調査結果等からの課題と対策

1 調査結果から見えてくる課題

「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査（宮城県分）」の調査結果から、明らかになった課題について、その対策のポイントと留意点を以下に示した。

課 題	対策のポイント・根拠	留意点	教訓
防災に対する共通理解 ○日頃の校内での連携体制	防災に対する教職員の意識の高揚等と日常の取組 ●（全学校等 848 校のうち）日常的に防災について校内で検討・協議する機会がなかった学校等は 50%だった	・機会がある毎に、日頃の備えについて話し合う ・防災主任がリーダーとなって行う	教訓 1
津波等あらゆる災害に対する避難訓練の実施 ○学習時間以外・停電等対応を含む	不測の事態を想定した避難訓練の実施 ●（津波による浸水が予想されていた学校等 35 校のうち）津波に対する避難訓練を実施していなかった学校等は 57%だった	・各学校の学校防災マニュアル整備 ・防災主任が中心となり作成、見直しをする	教訓 2
津波発生時の避難場所の設定 ○立地場所を考慮	二次避難場所、三次避難場所の設定及び避難経路の確認 ●（津波による浸水が予想されていた学校等 35 校のうち）津波に対する避難について規定していなかった学校等は 46%だった	・各学校の学校防災マニュアル整備 ・防災主任が中心となり作成、見直しをする	教訓 3
安否確認方法 ○停電、通信網の遮断等を含む	状況に応じた安否確認マニュアルの整備 ●（全学校等 848 校のうち）安否確認について規定していなかった学校等は 59%だった	・各学校の学校防災マニュアル整備 ・防災主任が中心となり作成、見直しをする	教訓 4
保護者引き渡し ○引き渡しの可否を含む	事前に引き渡しルールを決め、確認しておく ●（発災時在校していた学校等 690 校のうち）80%の学校等で引き渡しや下校をさせた。 ●39%の学校等で安全が確認できるまで学校等に待機させた	・各学校の学校防災マニュアル整備 ・防災主任が中心となり作成、見直しをする	教訓 5
避難所運営マニュアルの整備・避難所運営 ○避難所開設と安否確認の同時進行等	地域及び市町村関係部局と連携したマニュアルの整備及び役割分担の整理 ●（避難所になった学校等 265 校のうち）避難所になった学校等の 65%で避難所運営マニュアルが整備されていなかった	・各学校の学校防災マニュアル整備 ・防災主任が中心となり作成、見直しをする	教訓 6
避難所としての備蓄 ○避難民からの強い要望対応	備蓄品の検討及び整備 ●（全学校等 848 校のうち）帰宅困難な児童生徒等に対する備蓄品がなかった学校等は 69%だった	・防災主任が中心となり、地域の関係機関と連携を図る ・総務課、高校教育課等と連携を図る ・市町村教育委員会等との連携を図る	
地域住民や関係機関との連携 ○連携した組織づくり	地域学校安全委員会等の設置及び地域合同避難訓練や避難所運営訓練の実施 ●（避難所について回答した学校等 800 校のうち）定期的な連絡調整会議等の開催が必要と答えた学校等は 57%だった	・各学校の学校防災マニュアル整備 ・防災主任が中心となり、全教職員で進める	

2 調査結果以外から見えてくる課題

課 題	対策のポイント・根拠	留意点	教訓
在校時以外での防災対応	日常の学校での防災教育の充実と、事前に避難確認カード等で状況別の個人毎の避難場所等の設定・確認等 ●阪神淡路大震災以降、震度 6 弱の地震は 20 回も起きている。そのなかで在校時に起きた大きな地震は、東日本大震災と鳥取県西部地震の 2 回しかない ●1 年間の時間数は、8,760 時間であり、在校時間は 1,600 時間程度で、全体の約 18%である	・防災教育の充実 ・事前指導の充実（学級活動等で） ・自分用、家庭用、学校用の作成	教訓 7
心のケア	発災 2 年後、3 年後を中心に日常のカウンセリングの体制整備並びにスクールカウンセラー及び養護教諭と連携を図った学校を中心とした心のケア ●阪神淡路大震災の経験から、アニバーサリー反応など 2 年後 3 年後に現れる	・スクールカウンセラー活用事業等 ・教職員対象の心のケア研修会の実施	教訓 8

IV 後世に伝えたい「8つ」の教訓

想定をはるかに越えた災害の中で、各学校では子どもたちの命を守るため、教職員が子どもたちに寄り添いながら避難の指示を出し、懸命に避難行動をとった。

また、各学校では、地域住民や帰宅困難者の避難者を受け入れ、できる限りの避難所運営に取り組んだ。

しかし、不測の事態を想定した危機管理体制が未整備の部分もあったことと、津波に対しての日頃の備えが不十分であったことも明らかになった。そのため、学校現場の教職員の声を踏まえて、後世に伝えたい「8つ」の教訓を示すこととした。

安全体制組織は毎年度更新

教訓 1

防災に対する日頃の教職員の共通理解・共通実践！
(子どもたちの命を守る積極的な話し合いと役割分担等の確認)



指針 P78 「教職員の共通理解と校内研修」

学校現場の教職員の声等

【◆…問題点・課題点 ◎…功を奏した点 以下同じ】

- ◆全職員で確認する場が必要であった。
- ◆初動期における避難所開設マニュアルの職員への事前の周知不足のため混乱が生じた。
- ◆全職員が避難行動や避難所開設手順を理解していなかったため、大変な状況になった。
- ◎全職員が校長のリーダーシップの下、協力して教育活動を行っているため、日頃の姿勢が生かされた。
- ◎日頃から防災に対しての情報交換をしていたため、マニュアルどおりにスムーズに動くことができた。

「ありえない」はありえない① 避難訓練はあらゆる想定で

教訓 2

これまでの避難訓練の見直し！
(津波等あらゆる災害を想定し、授業時間以外も含めた避難訓練の実施)



指針 P127 「作成のポイント 6」
学校防災マニュアル作成ガイド P40 「避難訓練実施計画例」

学校現場の教職員の声等

- ◆普段から津波に対応した訓練や授業中以外の訓練はしておらず、指示系統が機能しなかった。
- ◆学校が津波想定されていない場所に位置していたため、津波の避難訓練はしていなかった。そのために、身動きができなかった。
- ◆通学バスによる登下校中の避難訓練も実施すべきだった。
- ◎津波想定での避難訓練を実施していたため、すぐに避難することができ全員無事だった。
- ◎地震と津波をセットにして避難訓練をしていたこと、はじめから3次避難場所を設定していたことが良かった。

「ありえない」はありえない② 避難場所の確保は具体的に複数準備（マニュアルの自校化）

教訓 3

二次災害に対応した、避難場所（二次・三次）の設定・避難経路の確認！
（これまでの想定にとられない安全を確保する避難場所・避難経路）



指針 P70 「災害安全」 P127 「作成のポイント 1・2・3」
学校防災マニュアル作成ガイド P9, 16, 35 「避難場所・避難経路」

学校現場の教職員の声等

- ◆津波が発生した場合は「三次避難」となっているが、どこに避難するかは明示していなかった。
- ◆大津波への想定がされていなかったため、避難の選択肢は校舎の高い階への避難のみであった。
- ◆沿岸から 4 Km 離れた学校であるため、津波については想定していなかった。
- ◆市指定の避難場所だったため、津波に対する高台の避難場所を設定していなかった。
- ◆昭和 53 年の宮城県沖地震のイメージから、地震への対応が主となっており、津波を想定した具体的な危機管理マニュアル（防災マニュアル）になっていなかった。
- ◎地震・津波避難訓練実施計画書に津波警報発表の際の避難経路が明記されていたこと。そのことにより実際の避難が比較的スムーズに行われた。
- ◎校庭は第一避難場所であるが、防災無線による津波の高さから危険を予知し、第二避難場所である高台の中学校校庭に避難した。小学校が地域の避難場所に指定されていたので、地域の方々も校庭に避難してきた。第二避難場所に移動する時に地域の方々にも声がけをしたので、その場にとどまることなく、児童と一緒に避難することができた。
- ◎地震後、津波発生の有無の確認をし、必要があれば高台へ避難するという規定になっていたため、無事、県道の上の山に避難することができた。
- ◎地震発生の場合の第一避難場所を校庭にしており、その後二次避難として、体育館裏の高台（指定場所）への移動がすばやくできた。

自動車・テレビより災害時は自転車・ラジオが便利

教訓 4

状況に応じた安否確認マニュアルの設定！
（停電時を想定した通信手段の検討）



指針 P128 「作成のポイント 7」
学校防災マニュアル作成ガイド P9, 11, 14, 16, 17, 18, 20, 21 「安否確認」

学校現場の教職員の声等

- ◆安否確認の方法、電話やメールが不通の際のマニュアルまでは作成していなかった。
- ◆電話不通の際の安否確認のありかたの規定が曖昧だった。
- ◆電話やメール等の通信手段が、全くできなくなる事は想定していなかった。
- ◆危機管理マニュアルには安否確認という記載はあるが、具体的な方法がなかった。下校時や休みの日の場合の具体的な方法をしっかりと明記しておくべきだった。
- ◆地震発生時に、学校にいなかった児童に対する安否確認のマニュアル作成をしていなかった。
- ◎必要な連絡は、避難所や人が集まると思われる場所に張り紙をした。また、市で行っている携帯電話の「学校緊急メール」は使えた。
- ◎地元の FM ラジオ局が活躍した。
- ◎地区役員を通して、各家庭に学校から情報を流すことができた。
- ◎通信機器が回復してからは、PTA メール配信システムなどメールによる確認がスムーズにできた。
- ◎自動車の燃料も手に入らず移動することも困難であったが、電話が復旧するまでの間に、避難所等に安否確認の掲示をすることで大方、安否確認をすることができた。
- ◎自転車での家庭訪問が有効であった。

保護者への引き渡しは安全策とは限らない

教訓 5

保護者と引き渡しルールを事前に確認！
（子どもたちや保護者の命を守る引き渡し方法の確認）



指針 P127 「作成のポイント 5」
学校防災マニュアル作成ガイド P22 「保護者への引き渡し」

学校現場の教職員の声等

- ◆保護者（祖母）に地震後引き渡し、祖母の家に帰宅後津波で祖母と児童が亡くなった。
 - ◆保護者に引き渡し後、保護者と一緒に別の場所に移動中津波に巻き込まれ保護者と児童が亡くなった。
 - ◆高台に避難した児童の祖父が迎えに来た。その後、車で帰って行ったところ津波に遭遇し、祖父と児童が亡くなった。
 - ◆マニュアルでは、校庭への避難後に保護者へ引き渡すことになっていた。引き渡したことにより児童が犠牲になった。
 - ◆引き渡すべきかの判断基準を設定しておらず、後から思うと引き渡すべきではなかった。
 - ◆迎えに来た保護者に、随時引き渡していたことは反省点である。
- ◎安全が確認できるまで児童を保護者に引き渡さなかったため、児童の被害をなくすことができた。
◎安全が確認されるまで、保護者も児童とともに待機してもらい事なきを得た。

防災は、知恵を絞って地域とともに

教訓 6

市町村部局と連携した、避難所運営マニュアルの整備及び避難所運営！
（地域に根差した防災体制・備蓄品等の整備と関係部局との役割分担）



指針 P29 「学校安全担当者」 P79 「地域や地域関係機関・団体との連携」
P81 「地域学校安全委員会等の組織」 P128 「作成のポイント 9」
学校防災マニュアル作成ガイド P27 「避難所設置・運営協力」

学校現場の教職員の声等

- ◆生徒の安否確認や学校施設点検など本来、学校が行わなければならないことが迅速に行われなかった。
 - ◆県立高校と地域の避難所とのかわりが不明確であり混乱を招いた。
 - ◆避難所運営により入試業務をはじめとする公務に支障をきたした。
 - ◆避難所運営がすべて学校に任されていたため、学校再開に向けての業務が重なり、過重な負担を強いられた。
 - ◆避難所運営マニュアル等がなく教職員の総意でできることから始めたが、児童の管理と避難所運営の両方をしなければならず大変だった。
 - ◆避難所運営主体が市であることが避難住民に徹底されず、学校側に要求されることが多かった。
 - ◆非常食及び毛布等が不足していた。
 - ◆避難所としての備品や備蓄物等が一切なく、毛布等も地区から借用した。
 - ◆ろうそく、懐中電灯、ストーブ、灯油、食料、水、毛布、ミルク、トイレなどがなく大変だった。避難所運営をする段になり、生理用品、ガスコンロ、食器、冷蔵庫、洗濯機など日常生活に必要なものが数限りなく出てきた。
- ◎学校・保護者・地域の協力があって震災を乗り越えてきた。本当に「絆」を感じた1年間であった。
◎「地域防災スクールモデル事業」指定を受けていたので、町総務課環境防災班や消防署、地域の消防団・分団、地域の自主防災会などと連携強化を図っており、日頃の十分な体制づくりや連携が役に立った。
◎日頃から町内会を中心とした地域とのかわりを強く持っていたので、自治防災組織を立ち上げる際にスムーズに行うことができた。
◎年1回市総合防災訓練を行っていたこと、年2回自治会が自主的に訓練を行っていたことが、事前の対策につながり混乱もなかった。
◎避難所が設置された時、総合支所の担当がすぐに動き、運営がスムーズだった。
◎高校生（在校生）のボランティアが避難所運営の中心になり、食事の世話や清掃等を行った。

防災は、子どもも大人も日頃の備え（防災意識の一層の内面化）

教訓7

登下校中及び在宅時の避難対応の指導！
（いつでも、どこでも避難できる場所の設定・確認と家族との約束事の確認）

⇒ 指針 P128 「作成のポイント8」
学校防災マニュアル作成ガイド
P10, 17 「登下校時の発生」 P14, 21 「在宅時の発生」 P49 「避難確認カード」

学校現場の教職員の声等

- ◆ 在校時における防災教育は行ってきたが、それ以外における対応はしてこなかった。
- ◆ どのような状況下でも、自分の命を守る教育が必要だと感じた。
- ◆ 家族と避難場所の確認をしていなかったため、再会まで4日間も要した。
- ◆ どんな災害の状況でも、一人で対応できる指導の必要性を感じた。そうすれば犠牲者も出なかった。
- ◎ 日頃から津波に対して指導していたおかげで、下校後でも全員無事に避難することができた。
- ◎ 事前に災害に対しての対応を指導していたため、それぞれが避難行動をとることができた。
- ◎ 日頃から津波に対して自分の身を守る指導を行ってきたことにより、家で留守番をしていた児童も無事避難していた。

「心の寄り添い」をみんなの手で

教訓8

学校を中心とした専門家による心のケア！
（発災後2・3年先を見据えた継続した子どもたちと教職員の心のケア）

⇒ 指針 P113 「心のケア」

学校現場の教職員の声等

- ◆ 子どもたちは今現在、必死になって頑張っている。今後のケアが大切になってくる。
- ◆ 阪神・淡路大震災の時も3年後以降に心の問題が多く出ている。今、現時点でのケアが大事になってくる。きめ細かな対応ができるように体制を整えてほしい。
- ◆ 仮設に住む児童生徒等の心の荒れが起きている。いじめや心ない発言、校内暴力にもつながっている。
- ◆ 担任一人の力では限界だった。校長を先頭とした組織対応が必要であった。
- ◆ 小学校1年生に対する初期対応ができなかった。家庭との連携の中できめ細かな対応が望まれる。
- ◆ 教職員も自ら被災する中で、肉体的にも精神的にも疲弊しながら全力で取り組んできた。大丈夫と言わずカウンセリングを積極的に受けるべきだ。
- ◎ すぐにカウンセラーを配置してもらい、教職員と連携して子どもたちに接することができた。
- ◎ 教職員に対するカウンセラーとの相談もあり、教職員も安定し、子どもたちに接することができた。
- ◎ スクールソーシャルワーカーの配置により、家庭や他機関との連携がスムーズにできた。
- ◎ 他県からスクールカウンセラーの支援があり、子どもたちも助けられたし、教職員の心のケアについても助けられた。



登下校中に地震が起こったことを想定した訓練
(登米市立米川小学校)



避難訓練 (山元町立坂元小学校)